

岐阜県議会の活性化改革に関する
調査・検討について

中間答申

平成29年12月14日

岐阜県議会活性化改革検討委員会

岐阜県議会の活性化改革に関する中間答申

本年6月21日、議長より議会活性化改革検討委員会に諮問のあった、政策提言・立案機能強化、議会審議の活性化及び議会活動の透明性向上に関する調査・検討のうち、「議案及び説明資料、議案説明会議事概要のインターネット公開」、「本会議インターネット中継のタブレット、スマートフォン対応」、「本会議中継における手話通訳等への対応」及び「政務活動費の使途のインターネット公開」については、一定の結論に達したため、当委員会の中間答申として提出する。

I 本委員会設置の経緯

民意結集の場である議会が、積極的に政策を執行部に提案し、政策の実現とその執行の監視を通じて県民の負託に応えるため、議員自らの政策提言・立案機能を強化するとともに、議会のチェック機能を十分に果たしていくため、議会審議の活性化に取り組むこと、さらに、議会活動を県民の皆様に理解いただくため議会活動の透明性向上に取り組むことが議会の重要な課題となっていることから、これらの課題について調査・検討を進めるため、本委員会は議長の諮問機関として、平成19年5月8日に発足した。

II これまでの諮問および調査・検討の状況

○平成19～21年度

- ・ H19. 5. 8 議長から諮問
- ・ H19. 7. 3 中間答申：「政務調査費のあり方について」
- ・ H19. 12. 10 中間答申：「応招旅費等費用弁償のあり方について」
- ・ H20. 3. 17 平成19年度調査・検討結果 中間とりまとめ報告
- ・ H20. 7. 9 継続検討課題（一問一答方式等の導入ほか）に関する再諮問
- ・ H21. 3. 26 継続検討課題に関するとりまとめ報告
- ・ H21. 9. 17 継続検討課題（インターネットによる本会議中継）に関する再諮問
- ・ H21. 12. 14 答申：「インターネットによる本会議中継について」

○平成23年度

- ・ H23. 6. 21 議長から諮問
- ・ H23. 12. 15 中間答申：「政務調査費のあり方について」「費用弁償のあり方について」
- ・ H24. 2. 24 中間答申：「政務調査費の使途基準について」
- ・ H24. 3. 22 答申：「一問一答方式の導入、対面方式での質疑の導入の可能性について」ほか5項目
調査・検討結果取りまとめ報告

○平成25年度

- ・ H25. 6. 11 議長から諮問
- ・ H25. 12. 3 中間答申：「インターネットによる本会議のライブ中継の実施について」「本会議における議案への賛否状況の公表について」
- ・ H26. 3. 18 答申：「特別委員会のあり方について」ほか2項目
調査・検討結果取りまとめ報告

○平成27年度

- ・ H27. 6. 24 議長から諮問
- ・ H27. 12. 21 中間答申：「議員提案条例の運用状況について」「決算審議の充実について」「議会運営委員会及び特別委員会議事録のインターネット公開について」
- ・ H28. 3. 24 答申：「参考人招致の積極的活用について」ほか1項目
調査・検討結果取りまとめ報告

Ⅲ 平成29年度における審議経過

	委員会開催日	審議内容
1	H29. 5. 9 (火)	・委員の改選、正副委員長互選
2	H29. 6. 21 (水)	・議長から諮問 ・運営方針の決定
3	H29. 9. 22 (金)	・議会活性化に関する調査・検討項目についての検討
4	H29. 12. 13 (水)	・中間答申案（「議案及び説明資料、議案説明会議事概要のインターネット公開」「本会議インターネット中継のタブレット、スマートフォン対応」「本会議中継における手話通訳等への対応」「政務活動費の使途のインターネット公開」）の検討 ・今後の進め方についての検討

■議案及び説明資料、議案説明会議事概要のインターネット公開について

本会議の会議録は平成14年度、常任委員会及び決算特別委員会の議事録は平成24年度（平成24年3月本委員会答申）、また決算を除く特別委員会の議事録は平成28年度（平成28年3月本委員会答申）から、それぞれインターネットで公開している。

一方、本会議等で審議される議案及びその説明資料は、全てが公開されているわけではなく、審議の全ての内容を把握することが困難となっている。

また、議案の説明を受けるため定例会ごとに開催される提出議案に関する説明会（議案説明会）においては、議案の説明のほか、質疑等も行われているが、その資料、議事録はインターネット公開しておらず、審議の内容を確認することは不可能となっている。

これらのことから、議会活動の透明性向上を目指すうえで、議案及び説明資料、議案説明会議事概要のインターネット公開が必要ではないかとの観点から、調査・検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

検討結果：

議会活動の一層の透明性向上を目指すため、議案及び説明資料、議案説明会の議事概要をインターネットで公開する。

① 実施方法

- ・全ての議案を議会ホームページにおいて、閲覧できるようにする。
- ・条例その他議案は議会にて掲載処理し、すでに執行部により公開されている予算議案、歳入歳出決算書等は当該ホームページの参照とする。なお、いずれも開会日以降の掲載とし、審議の対象ではない報告案件等は公開しない。
- ・議案の説明資料は、原則、議案説明会における配付資料のみとし、議案説明会の議事概要と同時に公開する。
- ・議案説明会議事概要は、当該定例会の常任委員会議事録等の公開と併せて公開する。

② 実施時期

- ・平成30年度中に実施することが適当である。

【参考】全国の都道府県における議案等のインターネット公開状況（H29.8月現在）

- 議案：21団体（うち予算議案のみ2団体、概要のみ1団体）
- 説明資料：19団体（うち予算議案のみ2団体）
- 議案説明会議事概要：7団体

■本会議インターネット中継のタブレット、スマートフォン対応について

本会議のインターネット中継については、議会活動の透明性向上を図ることを目的に、過去の本委員会の答申により、録画中継を平成22年度（平成21年12月本委員会答申）、ライブ中継を平成26年度（平成25年12月本委員会中間答申）から実施している。

しかしながら、現在はパソコンからの視聴に限られており、広く普及しているタブレットやスマートフォンでは視聴できない状況となっている。

このため、機器の普及状況や県民のニーズを踏まえ、より一層、議会活動の透明性向上を図るため、本会議のインターネット中継（録画・ライブ）をタブレット、スマートフォンで視聴できるようにすることが必要ではないかとの観点から、調査・検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

検討結果：

議会活動の一層の透明性向上を図るため、本会議のインターネット中継（録画・ライブ）をタブレット、スマートフォンで視聴できるようにすべきである。

① 実施方法

- ・本会議のインターネット中継（録画・ライブ）をタブレット、スマートフォンで視聴が可能となるよう、必要な環境整備を行う。
- ・初期費用、ランニングコスト等の費用が適正となるような仕様とする。

② 実施時期

- ・平成30年度中に実施することが適当である。
- ・実施時期は、システムの仕様やコスト、運用方法等の検討を行ったうえで、議長において判断することとする。

【参考】全国の都道府県における本会議インターネット中継のタブレット、スマートフォン対応状況（H29.8月現在）

- 対応済み：37団体（うちライブ・録画とも対応：34団体、録画のみ：3団体）
- 未対応：10団体（うち平成30年度対応予定：2団体）

■本会議中継における手話通訳等への対応について

平成28年3月、議員提案により「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」（以下、「条例」という。）を制定したところであり、この条例において、県は、ろう者が県政に関する情報を速やかに得ることができるよう、手話を用いた情報発信に努めることとされている。

こうした状況の中、本会議においては、傍聴者に対する手話通訳は実施しているものの、本会議のテレビ及びインターネット中継では手話通訳を行っていない。

このため、条例の趣旨に沿い、また議会活動の透明性向上のため、本会議の中継において手話通訳を導入することが必要ではないかとの観点から調査・検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

検討結果：

岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例の趣旨に沿い、また議会活動の一層の透明性向上を図るため、本会議中継において、手話通訳を導入すべきである。

① 実施方法

- ・現在実施しているテレビ、インターネット（録画・ライブ）による本会議中継の全てで手話通訳を導入する。
- ・インターネット（録画・ライブ）による本会議中継をタブレット、スマートフォンによる視聴を可能とする場合には、手話通訳も同様に視聴できるようにする。
- ・試験的な運用として、現在のテレビによる中継の時間帯から導入し、検証を行ったうえで実施手法の見直しや実施時間等の拡充を行う。
- ・手話通訳に限らず、バリアフリー字幕や要約筆記等の他の手段についても導入の可能性を検討する。

② 実施時期

- ・早期に実施することが適当である。
- ・ただし、手話通訳を導入している団体も少なく、また導入手法もさまざまであることから、導入に当たっての技術面やコスト面、運用方法等を十分検討したうえで、議長において導入時期を判断することとする。

【参考】全国の都道府県における本会議の映像配信に際しての手話通訳の対応状況
(H29.8月現在)

○対応済み：13団体（テレビ、インターネット等いずれかで対応）

○未対応等：34団体

■ 政務活動費の使途のインターネット公開について

政務活動費については、近年、他の団体における不正使用が発覚し、社会問題化したところであり、多くの県民が高い関心を寄せている。

岐阜県では、議会活動の透明性向上のため、平成23年12月の中間答申により領収書添付の義務付け、そして平成24年2月の中間答申により使途マニュアルの作成を行うとともに、平成29年度より報告書の電子データ化により、請求があった場合には報告書全ての写しを安価に提供できるようにするなどの取り組みを進めている。

しかしながら、県民の関心は高く、岐阜県においても公金の適正な支出と透明性の確保の面から、政務活動費の使途のインターネット公開が求められている。

このため、より一層の議会活動の透明性向上のため、政務活動費の使途をインターネットで公開することが必要ではないかとの観点から調査・検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

検討結果：

政務活動費に対する社会的関心の高まりと議会活動の一層の透明性向上のため、政務活動費の使途をインターネット公開すべきである。

ただし、収支報告書に添付された領収書等全体は膨大な情報量となるため、まず収支報告書のみ公開とすべきである。

① 実施方法

- ・ 議員から提出された収支報告書を岐阜県議会ホームページにおいて公開する。
- ・ 公開する収支報告書を除く領収書等の閲覧及び写しの提供は、現在と同様、「岐阜県議会議員の政務活動費収支報告書の閲覧に関する要綱」（平成25年3月1日議長決定）により行うこととする。

② 実施時期

- ・ 平成30年度中に実施することが適当である。
- ・ 公開する収支報告書は、平成29年度交付分からとする。

【参考】 全国の都道府県における政務活動費に係る報告書等のインターネットでの公開状況（H29.8月現在）

○ 収支報告書、事務局作成の一覧表、領収書のいずれかを公開：36団体
（うち領収書を公開又は公開を予定：12団体）